

屋外広告物適正化旬間に関する取組結果について

屋外広告物の適正化について意識啓発を図るため、国では、毎年9月1日から10日を「屋外広告物適正化旬間」として定めています。

これに合わせて、本市では、屋外広告物制度の普及促進を図り、違反広告物の是正や良好な景観形成に対する市民、企業等の意識啓発を推進するため、次の取組を実施しました。

【実施内容】

1 路上違反広告物市内一斉除却活動

活動内容

屋外広告物適正化旬間に合わせ、はり紙、はり札、立看板等の路上違反広告物を対象に、各区役所道路公園センターによる除却活動を実施しました。

除却実績

(単位枚)

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	計
立看板	0	0	0	0	0	3	0	3
はり札	0	0	3	2	5	4	5	19
はり紙	1	0	10	0	0	0	0	11
計	1	0	13	2	5	7	5	33

2 さまざまな広報媒体による啓発

市ホームページへの掲載、区役所内デジタルサイネージでの放映、河川情報表示板での放映、産業振興会館内デジタルサイネージでの放映、市内各商店会への啓発チラシの送付、市役所本庁舎内デジタルサイネージ及び掲示板へのポスター掲示を通じて、屋外広告物のルール及び安全対策に関する啓発を実施しました。

川崎区役所区民課



河川情報表示板



市役所本庁舎内デジタルサイネージでのポスター掲示



啓発チラシ


川崎市
KAWASAKI CITY

看板のルール 守っていますか？

屋外広告物には、ルールがあります

街なみの景観を守り、広告物による事故を防ぐため、川崎市では屋外広告物条例を定めています。

こんな広告物は設置・表示禁止です



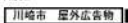
- ◇ 倒壊・落下のおそれがある広告物
- ◇ 電柱、街灯柱等へのはり紙等
- ◇ 道路上に置看板やのぼり旗
- ◇ 許可基準に適合しない広告物

要チェック！

- ☐ 屋外広告物は大きさによって許可が必要です
- ☐ 店舗の広告物も一定規模以上は許可が必要
- ☐ 違反すると罰則の対象となる可能性があります

詳しい内容は
川崎市建設緑政局道路河川管理部路政課屋外広告物係
Tel:044-200-2814 まで、お問い合わせください。





その看板、安全ですか？

危険サインをチェック！

こんな症状があったら早めに専門業者に相談を！

サビ	汚 れ	ズレ・欠落	照明不点灯
鉄骨やボルトのサビは、 破損の第1歩！	サビが広がっていたら、 内部が腐食しているかも？	板面のズレや取付具の 欠落は落下の危険！	照明の場合は火災の 危険も！
			

専門業者は、川崎市に屋外広告物の登録（届出）をしている業者を御活用ください。
登録（届出）業者は、ホームページで御覧いただけます。





設置者・管理者の責任です

- ☐ 日常点検
- ☐ 老朽化した看板の補修・更新
- ☐ 台風・自身等の災害後の点検

広告物の落下による事故も発生しています

 看板事故は突然発生します

9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間
9月10日は『屋外広告の日』

この機会に安全点検を実施しましょう！
 早めの点検が事故防止と費用削減につながります。

川崎市建設緑政局道路河川管理部路政課屋外広告物係
 川崎市川崎区幸町1番地16号
 Tel:044-200-2814 Fax:044-200-3978



川崎市
KAWASAKI CITY